

しらうお機船船びき網漁業の許可等の取扱方針

(目的)

第1 この取扱方針は、太平洋沿岸における、しらうお機船船びき網漁業と漁業権漁業等との調整を図るとともに、他種漁業への移行を防止するため、この漁業の許可等について定める。

(許可の申請)

第2 この漁業の許可を受けようとする者は、青森県海面漁業調整規則第8条に規定する申請書か、次に掲げる書類を添え一括取りまとめ申請すること。

(1) 操業区域にかかる漁業権漁場を管理する漁業権者の同意書ならびに当該漁業権漁場内で操業する他種漁業者と当該漁業者の操業に関する協定書

(2) その他、知事が必要と認める書類

(許可の対象)

第3 許可の対象者は、過去1年間において漁業違反で処分を受けた者以外とする。

(許可の対象船)

第4 許可の対象漁船は、知事の登録漁船であって5トン未満の動力漁船とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(許可しない場合)

第5 次の各号のいずれかに該当する場合は、許可しない。

- 一 過去1年間において無許可等悪質な漁業の違反で処分を受けた者が申請した場合。
- 二 漁業に関する法令または、協定をみだすおそれのあるものが、申請した場合
- 三 指定漁業等有利な他種漁業を営む者または、同一申請人が2隻以上申請した場合
ただし、知事が事情やむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(操業区域)

第6 操業区域は、同意を得た漁業協同組合が、管理する共同漁業権漁場ならびに、当該漁業権漁場の両側の境界線の延長戦にはさまれた海域(以下「隣接海域」とする。

ただし、特殊な境界線のある場合は別に定める。

(許可期間)

第7 許可期間は、許可の日から翌年5月31日までとする。

(操業期間)

第8 操業期間は、許可の日から翌年5月31日までとする。

(制限又は条件)

第9 許可するにあたり、次の各号に掲げる制限又は条件を付することができる。

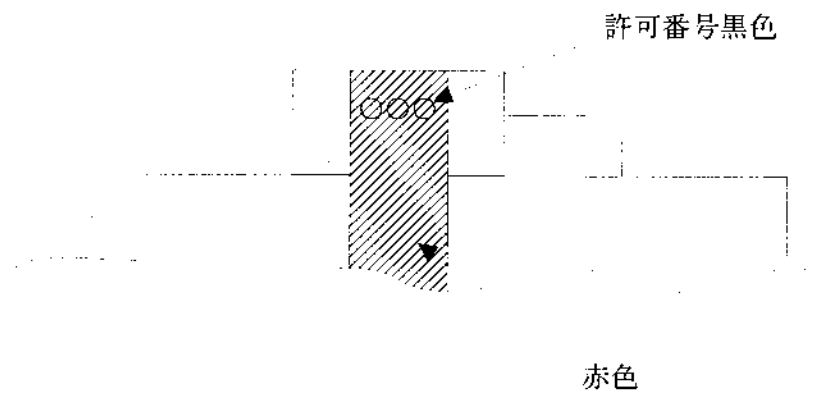
- 一 動力漁船2隻以上をもって操業してはならない。
- 二 網口開口板等開口装置を使用してはならない。
- 三 しらうお敷網・たこ箱等敷設中は、その操業を妨げてはならない。
- 四 操業は、午前6時以降 午後5時以前までとする。
- 五 第1種共同漁業権の内容となり得る定着性水産動植物を採捕したときは、ただちに投棄すること。
- 六 別記様式第1号による標識を表示しなければならない。

- 七 使用する船びき網の浮子方の長さは(ぶち廻し)は、150メートル以下 片側のえい綱の長さは、105メートル以下でなければならない。
- 2 前号以外に共同漁業権漁場内で操業する場合は、その漁場行使協定に基づく制限または条件を付することができる。

(操業報告書の提出)

第10 操業期間終了後すみやかに別途様式による操業報告書を知事に提出すること。

(様式1号)



斜線部分は両側面1メートル以上の赤色ペイントで塗装のこと。